

○大阪府警察官採用募集活動推進委員会設置要綱の制定について

平成29年8月25日例規（務）第77号

この度、別記のとおり大阪府警察官採用募集活動推進委員会設置要綱を制定し、平成29年9月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

大阪府警察官採用募集活動推進委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に大阪府警察官採用募集活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、警察官の採用情勢及び採用業務の重要性を組織全体に認識させるとともに、採用募集活動を抜本的に強化し、優秀な人材の確保に向けた各種施策の組織を挙げた推進に関する総合的な検討等を行うことを任務とする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は副本部長を、副委員長は警務部長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各部の庶務担当課長
 - (2) 広報課長及び会計課長
 - (3) 警務課次長
 - (4) 警察学校副校長
 - (5) 第一方面本部副方面本部長
 - (6) 組織犯罪対策本部副本部長
 - (7) 犯罪対策戦略本部副本部長
 - (8) 万博対策官
 - (9) 警務課調査官（採用担当）
 - (10) 警務課調査官（企画担当）

第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 作業部会

- 1 委員会に付議される事項及び部門間の連携について事前に協議を行うとともに、採用募集活動に関し必要な調査、研究、検討等を行うため、委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は警務課次長を、副部会長は警務課調査官（採用担当）を、部会員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務課管理官（企画担当）
 - (2) 広報課広報第一担当課長補佐
 - (3) 会計課管理官（調整担当）
 - (4) 警務課企画第一担当課長補佐
 - (5) 生活安全総務課管理官（企画担当）
 - (6) 地域総務課管理官（企画担当）
 - (7) 刑事総務課管理官（企画・養成担当）
 - (8) 交通総務課管理官（企画担当）
 - (9) 警備総務課管理官（企画担当）
 - (10) 警察学校初任教養部長
 - (11) 第一方面本部統括官
 - (12) 組織犯罪対策本部管理官（総務・企画担当）
 - (13) 犯罪対策戦略本部管理官（総務担当）

(14) 万博対策本部管理官（企画・対策担当）

- 4 作業部会は、部会長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、作業部会への出席を求めることができる。
- 7 部会長は、作業部会における協議及び調査等の結果を委員長に報告する。

第6 庶務

委員会及び作業部会の庶務は、警務課において行う。

前 文（抄）（令和5年3月31日例規（務）第40号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。